

(4) トップチーム支援事業実施要項

- 1 目的 本県において各競技の主軸となる競技力を有する顕著な企業等の運動部をトップチーム団体として指定し、その主体的な強化活動の支援を推進する。
- 2 主催 千葉県競技力向上推進本部（以下「推進本部」という）
- 3 主管 当該競技団体
- 4 対象 国民体育大会の競技種別（種目）の中核となる選手が所属する企業・民間スポーツクラブ・大学等
- 5 指定期間 平成30年度内とする。
- 6 事業内容 (1) 指定証を交付
(2) 予算の範囲内において、強化活動経費の一部を補助
- 7 選考の基準 (1) 過去の各種全国大会において優秀な成績を収め、さらにその成績の継続が期待できること
(2) 当該年の大会において優秀な成績を収め、国民体育大会において優秀な成績が期待できること
(3) 国民体育大会において競技種別（種目）の中核となり、優秀な成績が期待できること
- 8 指定の方法 (1) 申請 申請者は競技団体の長とする。
競技団体の長は別紙様式(1・2)により申請書を提出する。
なお、申請に当たっては、指定団体の長の内諾を得ることとする。
(2) 選考 本部長は申請があった団体について協議し、認定する。
(3) 本部長は、競技団体の長及び指定団体の長に認定を通知する。
- 9 経費及び経費の対象 推進本部の委託料により実施する。
(1) 強化練習・合宿等の補助
(2) 競技用具等の補助
(3) その他推進本部が認めるもの
- 10 申請・報告 実施計画書に必要事項を記入し、定められた期日までに推進本部事務局へ提出する。また、事業終了後2週間以内に報告書を推進本部事務局へ提出する。
- 11 指定の解除 指定期間内に強化指定にふさわしくない事態が生じた場合、本部長は関係各機関・団体と協議の上、指定を解除することができる。
- 12 その他 事業実施上の留意事項については、別に定める。